議案第８４号

亀山市火災予防条例の一部改正について

亀山市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第　　号

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

亀山市火災予防条例（平成１７年亀山市条例第１４７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第２６条　［略］ ２　［略］ ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第２６条　［略］ ２　［略］ ［項を加える。］
（固体燃料を使用する器具） 第２７条　［略］ ２　［略］ ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第２７条　［略］ ２　［略］ ［項を加える。］
（気体燃料を使用する器具） 第２８条　［略］ ２　［略］ ３　気体燃料を使用する調理に用いる	（気体燃料を使用する器具） 第２８条　［略］ ２　［略］ ［項を加える。］

器具については、前２項に規定するもののほか、第２６条第３項の規定を準用する。 （電気を熱源とする器具） 第２９条　［略］ ２　［略］ ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２６条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第２９条　［略］ ２　［略］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。